

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省職業安定局雇用保険課）

項目名	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置									
税目	所得税									
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>雇用保険制度に関し、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等において、「個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、2025年度中に訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度を創設する」ことが盛り込まれた。</p> <p>第213回国会での雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正により、雇用保険の被保険者を対象とした教育訓練休暇給付金を創設し、令和6年税制改正にて本給付金の非課税措置を行うことが決定した（令和7年10月1日施行）。</p> <p>一方、雇用保険の被保険者以外の者を対象とした融資制度については、労働政策審議会の議論を経て、求職者支援制度の一部として実施することが決定し、今後、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援法施行規則」という。）以下で定めることとしているが、令和7年10月1日より、①教育訓練費用及び②生活費等に対して融資を行い、教育訓練修了後に賃金が上昇した場合には残債務の一部を免除することとしている。</p> <p>本融資制度は、前述のとおり、非課税の教育訓練休暇給付金と同種の目的を持ったものであり、返済免除によって発生する債務免除益についても、教育訓練休暇給付金と同様、所得税の非課税措置を行うことを要望する。</p> <p>&lt;関係条文&gt;                      所得税法（昭和40年法律第33号） 第9条第1項第15号                      雇用保険法 第12条                      求職者支援法施行規則 第16条</p>									
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円								
（制度自体の減収額）	（—	百万円）								
（改正増減収額）	（—	百万円）								

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>職業能力の開発・向上は、労働者の雇用や職業の安定のために不可欠であるとともに、我が国経済の発展に資するものでもあるため、今後とも促進を図っていく必要がある。本融資制度は、雇用保険の被保険者ではない者に対し、教育訓練を受けるに当たって必要な費用について融資を行う制度であり、個々の労働者が生活費等への不安なく、学び直しのために教育訓練に取り組むことができるようになることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本融資制度は、雇用保険の被保険者は教育訓練休暇給付金の支給を受けられる一方、雇用保険の被保険者以外の者は雇用保険の保険給付を受けることはできないことから、それに代わるものとして創設するものである。雇用保険の保険給付は非課税措置が取られていることから、同様の措置を取ることが必要である。</p> <p>具体的には、本融資制度では、教育訓練効果を高めるため、教育訓練終了後、安定した雇用（雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続）につながった場合であって、教育訓練修了前と修了後の賃金を比較し5%以上収入（賃金）が上昇したときに残債務の一部を免除することとしている（最大150万円）が、この償還免除額（債務免除益）について、所得税課税対象となった場合、対象者にとって新たな負担が生ずることとなり、安定した生活の構築の妨げとなる上、「こども未来戦略」等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがあることから、税制上の措置が不可欠である。</p> <p>なお、雇用保険法の保険給付である教育訓練給付金のうち、専門実践教育訓練を受けた者への支給については、今般の雇用保険法改正により、本融資制度と同様、教育訓練修了前と修了後の賃金を比較し5%以上賃金が増加した場合には受講費用の10%が追加で支給（合計で受講費用の80%を支給）されることとなっている（この追加支給分も雇用保険法の保険給付として非課税措置が取られている）。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性

		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	雇用保険被保険者でない者の学び直しを促進し、以てこれらの者の職業及び生活の安定を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	求職者訓練受講支援補助金 令和7年度概算要求額 5.1億円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、金融機関が信用保証機関の下に行う、教育訓練の受講等に係る融資の貸付について、貸付対象者に回収不能や貸付免除が生じた場合に必要な経費を補助することにより、貸付対象者の円滑な訓練受講に資することを目的とする措置である。他方、償還免除額（債務免除益）が所得税課税対象となった場合、貸付対象者に新たな負担が生ずることとなるため、本要望項目における税制措置は、安定した生活の再建を支援するための措置である。
		要望の措置の妥当性	債務免除益に税制上の措置を講ずることにより、 ・雇用保険被保険者でない者の主体的な学び直しの促進 ・教育訓練修了後の安定した生活の構築を実現することができるため、妥当。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—